

コロンボ宣言案（仮訳）

アジアの次世代低炭素交通システム促進に向けて

(21 November 2014)

我々、アジア EST 地域フォーラムの加盟各国の代表（アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、インド、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、大韓民国、シンガポール、スリランカ、タイ、及びベトナム）、国際機関、二国間及び多国間援助機関、非政府組織（NGOs）、研究機関及び持続可能な交通部門における専門家は、スリランカ・コロンボにて 2014 年 11 月 19 日から 21 日にかけて開催された、第 8 回アジア EST 地域フォーラムに参加し、アジアにおける低炭素交通促進への継続的な意思を明示し、かつ我々の決心とコミットメントを強固にするために、コロンボ宣言を全員一致で可決し、

第 4 回アジア EST 地域フォーラム(2009 年)において合意された、「アジアにおける低炭素社会とグリーン成長のための EST 促進に向けたソウル宣言」を**再確認し、かつそれを基礎とし、**

第 5 回アジア EST 地域フォーラム(2010 年)において合意された「バンコク宣言 2020」の回避 (Avoid)・転換 (Shift)・改善 (Improve) の統合戦略に基づき、アジア EST 地域フォーラム参加国が実施している持続可能な交通についての 20 の目標を達成するための自発的行動を**再確認し、かつそれを基礎とし、**

交通及びモビリティは持続可能な開発の中心であることを認識し、人と物資の効率的な移動及び環境的に配慮して安全かつ安価な交通手段へのアクセスを、社会的公正、健康、都市の強靭さ、都市と地方の接続性、そして地方の生産性を改善する手段として求めたりオ+20 の成果文書「**私たちが望む未来(The Future We Want)**」を**想起し、**

第 7 回アジア EST 地域フォーラム及びポスト 2015 年開発アジェンダにおける持続可能な交通に関するグローバル協議会 (2013 年) において採択された「バリ宣言—ビジョン・3 ゼロ～渋滞ゼロ、公害ゼロ、及び事故ゼロ～アジアにおける次世代交通システムに向けて」の**目的を強化し、**

気候変動に関する政府間協定を発展させる主導的なプロセスとしての国際連合気候変動枠組条約 (UNFCCC) の機能を**認識し、**

パン・ギムン(潘基文)国連事務総長が主催する国連気候サミット 2014 の成果、とくに交通に関する自主的なコミットメント、すなわち (a)UITP(国際公共交通協会)による気候先導に関する宣言、(b)UIC(世界鉄道連合)による低炭素持続可能な鉄道輸送へのチャレンジ、(c)都市における電気自動車イニシアティブ) (d) グローバル燃費イニシアティブ—車両の効率を倍増させる官民連携 (e) 短寿命気候汚染物質を減少させるグローバルグリーン物流アクションプランに**留意し、**

IPCC 第 5 次評価報告書に記載されているあらゆる交通モードからの排出削減の大きな可能性と、国際エネルギー機関(IEA)の低炭素交通政策の採用と実行による相当量の経済的節約に**留意し**、

国連総会 (UNGA) での採択に向けオープンワーキンググループ (OWG) で推奨された、持続可能な開発目標 (SDGs) 及び特に交通に関する目標と関連目標の実現のための持続可能な交通の役割に**留意し**、

持続可能な交通に関する国連事務総長ハイレベル諮問グループの設立等、国連事務総長が持続可能な交通に対して優先度を付けていることに**留意し**、

都市化が進むアジアの交通部門からの温室効果ガス排出の急激な増加と、燃料やエンジン技術の環境性能の向上に対応した旅客・貨物輸送の最も効率的で多様かつ総合的なモードへの転換に向けた適切な輸送インフラとサービスの可能性をもたらす政策、プログラム、アクションを通じて人・物資の輸送、安全、低炭素交通に向けた持続可能な開発を推進することの重要性を**認識し**、

アジア諸国の環境的に持続可能な交通が、貧困削減、地域、都市・地方間の連結の向上、持続可能な開発の達成をもたらす役割を果たすことを**強調し**、

(1) 持続可能な開発の文脈における気候変動に関する行動を促進し、交通が国連気候サミット 2014 において、重点的行動分野のひとつであるとした、パン・ギムン(潘基文)国連事務総長の取組みを称賛する。

(2) 国連気候サミット 2014 で提示された自動車、公共交通指向型都市開発 (TOD)、NMT (非動力交通 (自転車・徒歩等))、海上輸送、公共交通、燃費、グリーン輸送に関する交通関連の誓約への支持を表明し、これら交通に関する誓約に対して、自主的に政策、プログラム、プロジェクトを展開、導入、実施する我々の意思を確認する。

(3) 国際開発社会(二国間及び多国間開発パートナー)、基金、NGO、ビジネス部門の開発パートナーがその交通関連の支援に関して、国連気候サミット 2014 で提起されたコミットメントや国家プラン、プログラムと整合性を保つことを要請する。これはコミットメントを実行するための能力開発や国家 EST 戦略の策定についての支援、財政支援の提供を含む。

(4) アジアにおける低炭素交通の促進を支援するため、国際連合気候変動枠組み条約のメカニズムを活用する我々の意思を表明する。これはクリーン開発メカニズム (CDM)、クリーン技術センター・ネットワーク、地球環境ファシリティ、グリーン気候基金、開発途上国による適切な緩和行動 (NAMAs) を含み、また同様に気候投資基金等国際連合気候変動枠組み条約からは独立した気候変動に関するメカニズムにも適用する。

(5)アジアの国々でベストプラクティスを共有し、低炭素交通及び解決策、交通安全に関して学習し、協力し、技術移転を進めることに同意し、アジアの国々での政策対話の促進と支援において、アジア EST 地域フォーラムとそのパートナーが果たす積極的な役割を認識する。